生年月日：(a)1960年頃(b)1966年
出生地：Band-e-Timur village, Maiwand District, Kandahar Province, Afghanistan
国籍：アフガニスタン
旅券番号：アフガニスタン旅券：ＳＥ―011697（1988年1月25日にカブールで発行、2000年2月23日に失効）
ＩＤ番号：不明
住所：不明
国連制裁委員会による指定日：2001年1月25日（2003年9月3日、2007年7月18日、9月21日、2008年2月1日、2011年11月29日及び2016年12月23日に改訂）
その他の情報：2011年現在、麻薬取引に関与しており、特にアフガニスタンのGerd-e-Jangalを往来している。2007年5月現在、アフガニスタンのホースト州、パクティア州及びパクティカ州において活動している。2007年5月現在、カンダハール州におけるタリバーンの知事。2009年現在、タリバーン最高評議会のムラー・アブドゥル・ガニ・バラダール（24. に指定した個人）の副官。アフガニスタン南部4州におけるタリバーンの正式な責任者。2010年2月のムラー・バラダールの逮捕に伴い、一時的にタリバーン最高評議会を担当。アフガニスタンとパキスタンの国境地帯にいると思われている。Ishaqzai部族に属する。安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2010年7月21日に終了した。2016年5月に死亡したとされる。

○財務省告示第二十二号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十八年十二月二十二日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十九年一月二十七日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・十年）	第十九回	二億円	百五円九十五銭
〃	第二十回	十九億円	百五円九十四銭
〃	〃	十九億円	百六円四銭
〃	〃	六億円	百六円十銭
〃	〃	十億円	百六円十三銭
〃	〃	一億円	百六円十四銭
〃	〃	三億円	百六円十八銭
〃	第二十一回	二十五億円	百六円四十二銭
〃	〃	百億円	百六円四十四銭
〃	〃	六億円	百六円四十六銭
〃	〃	一億円	百六円四十七銭
〃	〃	一億円	百六円四十八銭
〃	〃	一億円	百六円四十九銭
〃	〃	七億円	百六円五十三銭
合計		二百一億円	

○農林水産省告示第百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年一月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岡山県新見市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年一月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岡山県新見市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

新見市（次の図に示す部分に限る。）

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年一月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岡山県新見市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

新見市（次の図に示す部分に限る。）

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年一月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岡山県新見市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）